

# 静岡県環境影響評価条例施行規則の一部改正 (太陽光発電所)

平成30年9月20日

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

# 1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

## 目的

規模が大きく、環境への影響が著しいものとなるおそれのある事業について、**事業者自らが、その影響を調査、予測及び評価を行うとともに環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境への影響を総合的に評価すること。**これにより、**環境の保全に配慮された事業が行われるようにする。**

# 1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

## 根拠

### ○法

- ・ 環境影響評価法
- ・ 環境影響評価法施行令
- ・ 環境影響評価法施行規則 ほか

### ○条例

- ・ 静岡県環境影響評価条例
- ・ 静岡県環境影響評価条例施行規則
- ・ 静岡県環境影響評価技術指針

（※静岡県、浜松市では、独自に条例等を制定）

# 1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

## 対象事業

### ○事業の種類

「発電所の建設」や「工業団地の造成」など、  
工作物の新設や土地の形状の変更等の事業

### ○事業規模による区分

環境影響評価が必要なもの

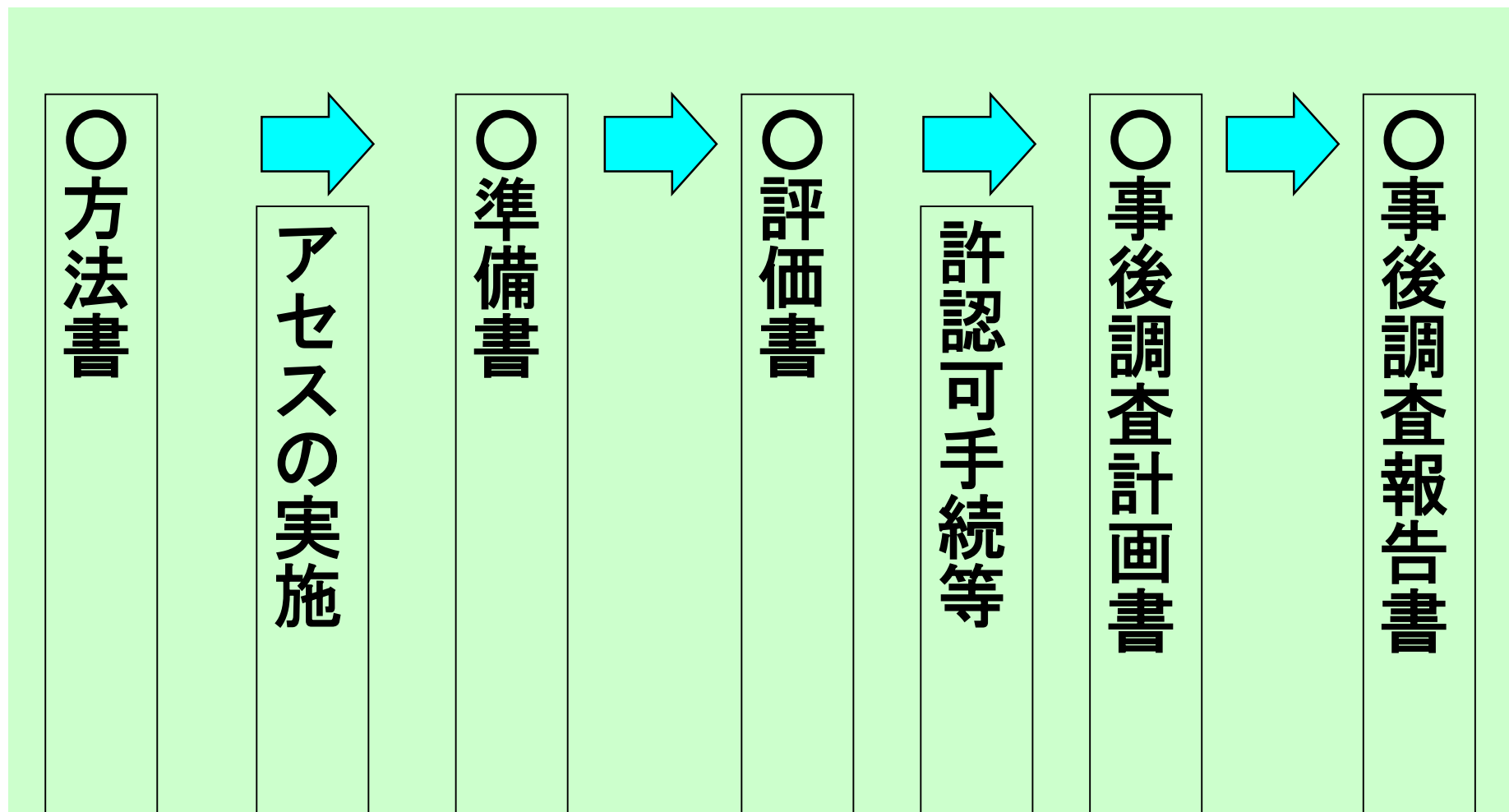
「第1種事業」

環境影響評価の要否を個別に判断するもの

「第2種事業」

# 1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

## 手続の流れ（静岡県環境影響評価条例）



## 2 環境影響評価の適用範囲の拡大

### これまでの太陽光発電所設置の取扱い

#### ○「工業団地の造成」に区分

##### <要件>

- 第1種事業

施行する土地の区域の面積（造成面積）が  
50ha以上

\*造成を伴わないものは対象外

- 第2種事業

特定地域※における土地の形状を変更する  
区域の面積が5ha以上

※特定地域…鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区、自然公園法の特別地域及び海域公園地区、自然環境保全法の特別地区及び海域特別地区、静岡県立自然公園条例の特別地域、静岡県自然環境保全条例の特別地区

## 2 環境影響評価の適用範囲の拡大

### 背景

○新たな施工方法の出現

→ 「造成を伴わない事業」の増加

○平坦部の適地の減少

→ 「森林伐採を伴う事業」の増加

## 2 環境影響評価の適用範囲の拡大

### 目的

環境影響評価の適用範囲を拡大することにより、

- **環境影響の回避・低減**
- **本県の豊かな自然環境や生活環境、美しい景観を保全**



### 3 改正のポイント

#### 造成を伴わない事業

##### (1) 課題

環境影響が懸念される場合でも、造成を伴わない事業はアセス対象として捕捉できない

##### (2) 対応

環境影響評価の対象となる範囲を拡大

→ 事業の種類「発電所の建設」に  
「太陽光発電所」を新たに規定

→ 要件の考え方を「造成面積」から  
「敷地面積」に変更

### 3 改正のポイント

#### 森林伐採を伴う事業

##### (1) 課題

- ・ 森林の伐採により土壌が侵食され、森林から土砂が流出するなどのトラブルの発生が懸念
- ・ 自然環境や生活環境への影響の懸念

##### (2) 対応

要件に「森林を伐採する区域」を新たに規定

### 3 改正のポイント

#### 地域性への配慮

(1) 課題


市町の状況(地域性)に配慮した対応が必要

(2) 対応

市町の意見を勘案し、個別にアセスの必要性を判断

→ 第2種事業の範囲を拡大

# 4 改正の内容（規則別表第1）

| 事業の種類   |        | 改正前  |                         | 改正後  |   |
|---------|--------|--|-------------------------|--|---|
|         |        | 第1種事業<br>(アセス必須)   | 第2種事業<br>(アセスの必要性を個別判断) | 第1種事業<br>(アセス必須)   | 第2種事業<br>(アセスの必要性を個別判断)                       |
|         |        |  |                         |  | 特定地域*   |
| 発電所の建設  | 太陽光発電所 | 規定なし   |                         | 敷地面積<br>50ha以上<br>又は<br>森林を伐採する区域の面積<br>20ha以上   | 敷地面積<br>20ha以上<br>50ha未満<br><br>敷地面積<br>5ha以上 |
|         |        |  |                         |  |   |
| 工業団地の造成 |        | 施行する土地の区域（造成する土地の面積）<br>50ha以上   | —                       | 同左   |   |
|         |        | (太陽光発電に適用)   |                         |  |   |
| 備考      |        | ・造成を伴わないものは対象外   |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林を伐採する区域を新設</li> <li>・敷地面積20～50haは個別判断。判断の際、市町の意向確認が可能</li> </ul> |   |

\*特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区・自然公園法の特別地域  
 ・自然環境保全法の特別地区・静岡県立自然公園条例の特別地域・静岡県環境保全条例の特別地区

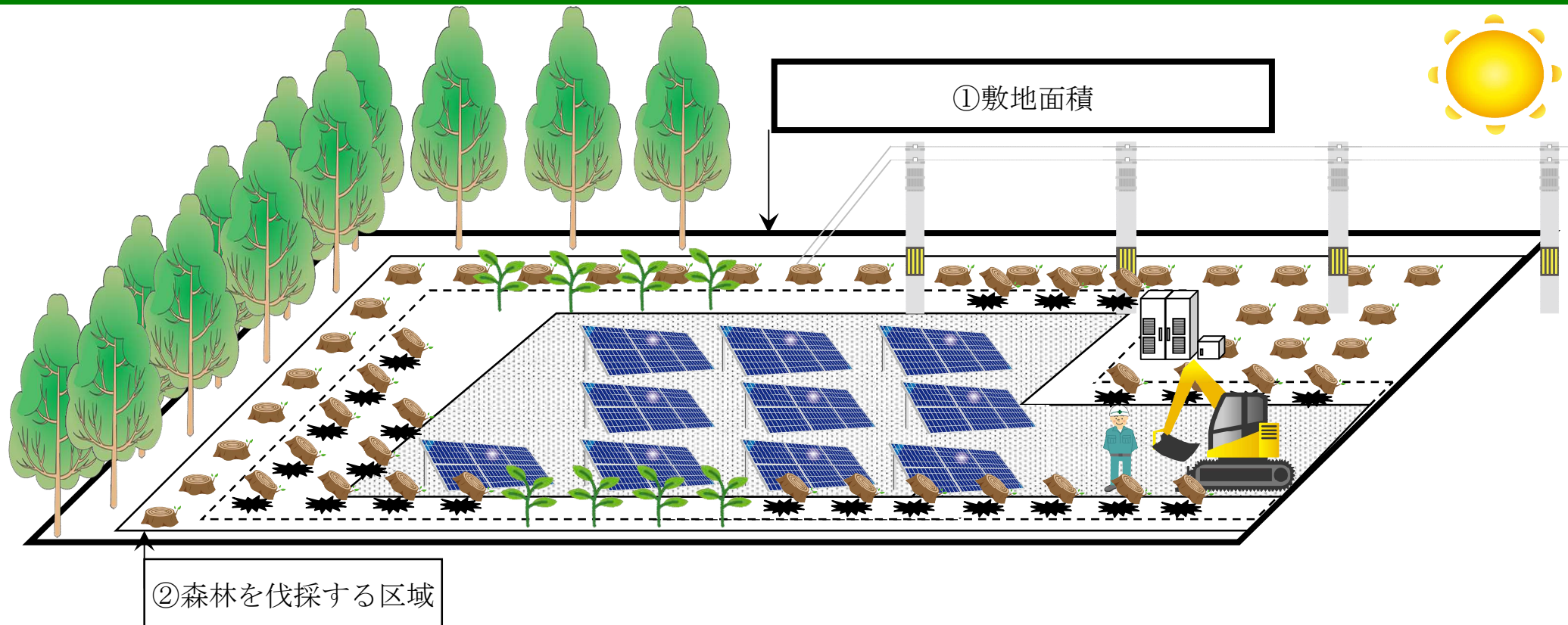
## 4 改正の内容（規則別表第2、第3）

### 手続を要しない変更の範囲

○太陽光発電所の設置に係るアセス手続において、再度手続を行うことを要しない変更の範囲を規定別表2、別表3 関連（内容共通）

| 事業の諸元        | 手続を経ることを要しない変更の要件                                 |
|--------------|---|
| 敷地面積         | 新たに増加する敷地面積が変更前の敷地面積の10%未満であり、かつ、20ha 未満          |
| 森林を伐採する区域の面積 | 新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10%未満であり、かつ、8ha 未満 |
| 特定地域の敷地面積    | 新たに増加する特定地域の面積が変更前の特定地域の面積の10%未満であり、かつ、2ha 未満     |

# 5 敷地面積の捉え方



|               |  |
|---------------|--|
| ①敷地面積         | 太陽光発電所の事業を実施するために必要な区域の面積                |
| ②森林を伐採する区域の面積 | 樹根の採掘を行わない(土地の形状を変更しない)区域を含む森林を伐採する区域の面積 |

## 5 面積の考え方

### ＜敷地面積の基本的な考え方＞

- 太陽光発電所の敷地、その他事業の用に供される敷地の面積
- その他詳細については県との協議により確定
- 面積の算定については、水平投影面積を用いる。

# 5 面積の考え方

## 敷地面積に含まれるもの（主な例）

| 建設時に必要な施設等  | 稼働時に必要な施設等   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 進入路（拡幅による場合は、拡幅部分）<br/>*公道は含まない。</li><li>・ 現場事務所</li><li>・ 駐車場</li><li>・ 高圧線の接続等の工事に使用する敷地<br/>※一旦工事等で使用後に造成森林や緑地とする場合の土地も敷地に含む</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 進入路（拡幅による場合は、拡幅部分）<br/>*公道は含まない。</li><li>・ 管理用施設（道路、フェンス、駐車場）</li><li>・ 調整池</li><li>・ 変電器</li><li>・ 変圧器</li><li>・ 高圧線の設置工事に使用する敷地</li><li>・ 残置森林、緑地</li><li>・ 採光のため立木竹の伐採を行った土地<br/>※高圧線の設置にあたり、森林を伐採する場合には、森林を伐採する区域も含む</li></ul> |

\* これらの施設等が設置される土地



## 6 施行日と経過措置（附則関連）

### 施行日等

○平成31年3月1日から施行する。

○既に事業計画が進み、開発行為等に関する許可手続がされているものについて経過措置を適用する。

## 6 施行日と経過措置（附則関連）

### 内容

- 次の許可について、**施行日前日までに**必要なものを**全て**受けている事業は、改正前の規則を適用する。
  - 森林法の林地開発許可
  - 農地法の農地転用許可
  - 宅地造成等規制法の開発許可
  
- **上記3つの許可をいずれも必要としない事業**は電気事業法第48条第1項の規定による届出が**施行日前日までに**された場合、同様に改正前の規則を適用する。

# アセスに関する問合せ 1

## アセス手続等に関する連絡先

### ○アセス手続、静岡県環境影響評価条例

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課  
環境影響評価班

電話 054-221-2255・2268

E-mail [seikan@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:seikan@pref.shizuoka.lg.jp)

### ○静岡市の市境界内で行う事業

静岡市環境局環境創造課 環境影響評価係

電話 054-221-1466

### ○浜松市の市境界内で行う事業

浜松市環境部環境政策課

電話 053-453-6146

# アセスに関する問合せ2

## 各問合せ先

### ○森林法（林地開発許可）

静岡県経済産業部森林・林業局森林保全課  
各農林事務所等

（静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市  
は市役所担当課）

### ○農地法（農地転用許可）

静岡県経済産業部農地局農地利用課  
事業予定地を管轄する各農林事務所等

# アセスに関する問い合わせ 3

## 各問い合わせ先

### ○宅地造成等規制法

くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課  
下記対象地域の市役所、町役場の建築部署

### <対象地域>

浜松市、熱海市、伊東市、御殿場市、下田市、南伊豆町、河津町、東伊豆町の全域又は一部